

組合員規程の改定について

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>第2章 会 員<br/>(組合員資格要件)</p> <p>第2条 本組合の組合員たる資格要件は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 資本金3億円未満かつ従業員数300人未満であること。</p> <p>(2) 会社設立から3年以上経過していること。</p> <p>(3) 建築士が在籍していること。</p> <p>(4) 建築士事務所の登録又は建設業の許可を受けていること。</p> <p>(5) 建築工事を行っている場合は、<br/>工事賠償責任保険に加入していること。</p> <p>(6) 組合の指定研修を受講していること。</p> <p>(7) 組合の倫理憲章及び倫理綱領に同意すること。</p> <p>(8) 暴力団等反社会的勢力ではないこと。</p> <p>2 前項(1)の要件は、事務局に届け出を行い、事務局から公正取引委員会への申請後、適格組合員であると認められればその限りではない。</p> | <p>第2章 会 員<br/>(組合員資格要件)</p> <p>第2条 本組合の組合員たる資格要件は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 資本金3億円未満かつ従業員数300人未満であること。</p> <p>(2) 建築士が在籍していること。</p> <p>(3) 建築士事務所の登録又は建設業の許可を受けていること。</p> <p>(4) 建築工事を行っている場合は、<br/>工事賠償責任保険に加入していること。</p> <p>(5) 組合の指定研修を受講していること。</p> <p>(6) 組合の倫理憲章及び倫理綱領に同意すること。</p> <p>(7) 暴力団等反社会的勢力ではないこと。</p> <p>2 前項(1)の要件は、事務局に届け出を行い、事務局から公正取引委員会への申請後、適格組合員であると認められればその限りではない。</p> <p>3 第1項(2)の要件は、建築士のすべき業務について常時委託する建築士事務所がある場合は、適用しない。</p> |
| <p>付 則 この規程は、平成27年3月1日から施行する。</p>  | <p>付 則 この規程は、平成27年3月1日から施行する。</p> <p>2 この規程は、令和6年3月1日から施行する。</p>   |